

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(商工組合中央金庫におけるS A—I C V Aの適用日前の承認)

第二条 商工組合中央金庫は、令和五年三月三十一日前においても、第●条の規定による改正後の商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第二百五十三条の四の二の規定により、S A—I C V Aに係る承認の申請をすることができる。

2 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、令和五年三月三十一日前においても、商工組合中央金庫が前項に定めるところにより承認の申請を行つた場合には、新告示第二百五十三条の四の三の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和五年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は、令和五年三月三十一日から生ずるものとする。